

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会 中間取りまとめ
(案)【意見集約版】

平成 23 年 6 月 7 日

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会

第 1 はじめに

- 1 日本における住宅火災による死者数はかつてない高い水準で推移しており、とりわけ死者数に占める高齢者の率は増加傾向にある。住宅火災による死者数を発火源別に見ると、「たばこ」が例年 1 位となっている。
- 2 本協議会は、「たばこ」火災被害の低減を目指し、諸外国の事例を参考にしつつ、たばこに係る出火原因の各要素（発火源、経過、着火物）に着目した総合的な強化方策を検討するため設けられた。
- 3 このような観点から、消防庁、消防機関の代表^{※1}、たばこ関係者の代表^{※2}等が参集して議論を進めてきたものであり、~~年度末に当たり~~【時点修正】現在までの協議結果を取りまとめた。

※1) 東京消防庁、大阪市消防局、千葉市消防局及び全国消防長会

※2) 日本たばこ産業株式会社、フィリップ モリス ジャパン株式会社、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社、社団法人日本たばこ協会及び全国たばこ販売協同組合連合会

第 2 現状

- 1 「発火源」としてのたばこの安全対策の現状
 - (1) 米国・カナダ・フィンランド・オーストラリア等においては、火災予防上効果を~~有すると見られる~~有するとされた【PMJ案】期待して【BAT案】「低延焼性たばこ」の法令による義務化が近年急速に進んでおり、EUにおいても早ければ本年 11 月に一般製品安全指令の枠組みによる規制が施行される予定~~とされている。~~であり、海外では規制の方向で進んでいる。【大阪市案】
 - (2) 日本においては、~~海外過去~~、米国向けの低延焼性たばこの製造は行われていたが、製造量はごく僅少であり、国内向けに販売は行われてい~~な~~かった。【JT案】
 - (3)

【BAT案】

低延焼性たばこの導入による火災被害の低減効果については、~~肯定・否定両面から様々な議論がある。~~それを肯定する立場と、科学的な検証によって

効果を肯定する報告は見当たらないとする立場の両面から様々な議論がある。

【JT案】

低延焼性たばこの導入による火災被害の低減効果については、~~肯定・否定~~
~~両面から~~様々な議論がある。

既に低延焼性たばこの義務化から数年が経過している米国やカナダ【PMJ案】においては、たばこ火災の死者数や件数の統計はあるものの、**低延焼性たばこの火災抑制効果について【MOF案】**複数の要因（喫煙率の低下や着火物の防災化の進展等）を加味した詳細な統計分析結果までは得られていない状況である。

日本の生活環境下における、低延焼性たばこの火災被害低減効果について明確な効果を示す科学的エビデンスは現状存在しない。【JT案】

2 たばこ火災に至る「経過」に着目した注意喚起活動等の現状

- (1) 消防機関においては、戸別訪問時の防火指導や全国火災予防運動、防災訓練等の機会を捉えた広報等により、たばこ火災を起こさないための生活習慣（寝たばこの防止や吸い殻の処理等）について、住民に対する注意喚起を継続的に行っている。
- (2) たばこ関係者においては、ポスター等の広告を用いて、公共空間における喫煙マナー向上の一環として、主として喫煙者に対して啓発活動（ポイ捨ての禁止や喫煙場所の確認等）に取り組んでいる。

3 たばこの「着火物」となりうる寝具類・衣類等に係る防災対策の現状

- (1) 消防機関においては、上記2の注意喚起の取組みとあわせて、たばこによる着火を抑制し、火災の発生・延焼拡大及び着衣着火等による死者の発生防止に有効となる「防災品」（一定の防災性能を有する寝具類や衣類等）の普及促進に係る取組みを継続的に行っている。
- (2) 米国や英国等においては、製品安全法令にてマットレス等の寝具類や子供用のパジャマ等の衣類などを対象とした防災規制が実施されている。
- (3) 日本においては、建築物等の火災予防上の観点から、消防法により劇場や百貨店などの特定用途で使用するカーテン・じゅうたん等に関し、一定の防災性能を有する製品の使用を義務付けているが、一般家庭等における使用も含めた製品全般に係る規制体系はない。

第3 協議結果

協議の結果、現在までに以下の議論・合意があった。

1 「発火源」に着目した対策の導入

(1) 低延焼性たばこを巡る~~国際的な潮流を踏まえれば、日本においても低延焼性たばこの導入の可否に係る具体的な議論が必要である。~~海外市場における状況を踏まえて、日本における低延焼性たばこの導入の可否に係る具体的議論を進める。【BAT案】

(2) 本協議会においては、低延焼性たばこの導入に関し、以下の意見があった。

<消防機関側>

【東京消防庁案】

火災低減の効果について検証を行った上で、必要となる対応を要請すべきである。

【大阪市案】

低延焼性たばこの導入は、米国等において法令による義務化がすでに行われており、またEUにおいても近々義務化が行われるという状況にあるなど世界的に主流となっている現状を考え、今後とも、たばこ製造・販売業者において、自主的に販売を行うよう求める。

【千葉市案】

住宅火災におけるたばこ火災は、様々な要素が相まって発生していることから、発火源であるたばこがたばこ火災のすべての要因であるとは言えないが、欧米諸国の状況に鑑みると、たばこ火災被害低減のため低延焼性たばこの導入に向けて取り組むことは時期的にも望ましいと言える。

<たばこ関係者側>

【PMJ案】

低延焼性たばこについては、その効果について明確な知見がなく、かつ消費者において火災を起こさない安全なたばこの誤解を生じやすいこともあって、~~火災抑制効果や法令上の位置付けについて不明確な製品を自らの経営リスクで販売することは困難である。~~

仮に火災予防上の観点から導入が必要ということであれば、行政側においてその効果を検証した上で法的規制~~が行われるのが筋である。~~としてその普及をはかることが望ましい。

【BAT案】

火災抑制効果が科学的に実証されておらず、~~や~~法令上の位置付けについても不明確な製品を、自らの経営リスクで販売することは困難である。

~~仮に火災予防上の観点から導入が必要ということであれば、行政側においてその効果を検証した上で法的規制が行われるのが筋である。~~よって現実の環境下での火災予防上の効果について科学的に検証した上で、法的規制についての議論が行われるべきである。

【JT案】

~~火災抑制効果や法令上の位置付けについて不明確な製品を自らの経営リスクで販売することは困難である。~~

~~仮に火災予防上の観点から導入が必要ということであれば、行政側においてその効果を検証した上で法的規制が行われるのが筋である。~~

低延焼性たばこは「火災安全たばこ」であるとのミスリードを消費者に招く懸念があること、更に規制が導入されている国や地域において、低延焼性たばこが火災被害の低限に効果があるとの明確な結果が得られていないこと、日本の生活環境下における低延焼性たばこの火災被害低減効果に関する知見は存在しないことから、まずは、日本の生活環境下における効果を把握する必要がある。

- (3) 以上のような議論を踏まえ、日本においても低延焼性たばこの導入の要否に係る具体的な議論に向け、【JT案】まずは、予め関係者間で合意が得られた実験条件のもとで、低延焼性たばこの火災抑制効果の測定結果を得ることとする。

具体的には、消防庁消防研究センターを中心に消防機関、たばこ関係者等の知見を結集して、低延焼性たばこの火災抑制【MOF案】効果の検証を行う。

2 「経過」に着目した対策の強化

- (1) 消防機関、たばこ関係者各自による注意喚起活動等の取組みを引き続き進める必要がある。
- (2) また、たばこ関係者においては、喫煙マナー向上の一環としての啓発活動に留まらず、火災予防の観点からの注意喚起広報に踏み込む必要がある。
- (3) 新たに消防機関とたばこ関係者との連携を図りつつ、注意喚起広報の強化を図ることとする。

具体的には、(社)日本たばこ協会が新たに作成するポスター等を活用し、全国消防長会及び(社)日本たばこ協会が中心となって、平成23年11月の秋季全国火災予防運動にあわせ、「たばこ火災撲滅キャンペーン(仮称)」として全国一斉に開始する。また、これに先立ち、東京消防庁および大阪市消防局とたばこ関係者との間で、「たばこによる住宅火災被害低減対策ポスターキャンペーン」も試行されている。【PMJ案】【一部時点修正】

3 「着火物」に着目した対策の強化

- (1) 米国や英国等の現状を踏まえれば、我が国においても防災規制の強化の要否の検討、並びに消防機関及びたばこ関係者において防災品の使用促進に向けた広報強化に取り組む必要がある。
- (2) 具体的な広報強化策は、上記2の対策の強化にあわせ、~~全国消防長会及び(社)日本たばこ協会を中心にて~~【TIOJ案】検討を進めることとする。
- (3) 一方、消防庁で、「住宅防火基本方針(仮称)」を検討する場等を活用して、

寝具類や衣類等の防災品のさらなる使用促進に向けた方策について、防災規制のあり方も含め議論を行う。

第4 まとめ

以上の協議結果を踏まえ、本協議会に参集した消防庁、消防機関、たばこ関係者等は、平成 23 年度も本協議会のもと、さらに必要な検証・検討等を行い、~~年内に疫の途中で~~**【時点修正】**協議会の最終的な結論を得ることとすることを確認した。